

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

さいれい さんかとう 祭礼などイベントへの参加等について（お知らせ）

がつ ごせんしな いお さいれい かいさい
9月は五泉市内で多くの祭礼などのイベントが開催されます。13日(土)～14日(日)は五泉八幡宮で
しゅうきさいれい ひ えじんじや しゅうきれいたいさい よてい おお ひとで よそう
秋季祭礼が、26日(金)～28日(日)は、日枝神社で秋季例大祭が予定されており、多くの人出が予想され
ます。

せいと
生徒のみなさんは、さいれい さんか さい い か ないよう まも
祭礼に参加する際は以下の内容を守ること。なお、以下の内容は、祭礼以外のすべて
ばめん まも ひつよう
の場面でも守る必要があります。

ほごしや ごかぞく みなさま い か りかい きよりよく ねが
保護者、御家族の皆様は、以下について、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 20さいみまん いんしゆ きつえん ほうれい きん 20歳未満の飲酒・喫煙は、法令で禁じられています。

がっこう とくべつしどう たいしよう
学校からも特別指導の対象となります。

ほうれい さいみまん いんしゆ きつえん し と ばあい ほごしや くに しよぼつ たいしよう
また法令では、20歳未満の飲酒・喫煙を知りつつ止めなかった場合は、保護者が国から処罰の対象と
なります。

2 ほんこう ぶんこう いんりよう ふく でんし げんきん 本校では「ノンアルコール飲料」「ニコチンを含まない電子タバコ」も厳禁しています。

いんしゆ きつえん がっこう とくべつしどう たいしよう
飲酒・喫煙と同じく、学校からの特別指導の対象となります。

3 せいと た せいと いんしゆ きつえん いんりよう ふく でんし 生徒のみなさんは、他の生徒が飲酒・喫煙（ノンアルコール飲料・ニコチンを含まない電子タバコな ど）している場面に、意図せず同席してしまった場合、以下のように対応すること。

- いんしゆ きつえん や ちゆうい
1 飲酒・喫煙を止めるよう注意する。
- ちゆうい や ばあい ちゆうい ばあい ば はな
2 注意しても止めない場合、あるいは注意できない場合は、すぐにその場を離れる。
- じようき あと がっこう せんせい そうだん
3 上記1あるいは2の後、学校の先生に相談する。

せいと た せいと いんしゆ きつえん ばめん わ じようき おこな
もし生徒が、他の生徒の飲酒・喫煙の場面にいたことが分かったとき、上記1～3を行なっていなかつ
た場合は、たとえ自分自身が飲酒・喫煙をしていなくても、「他の生徒が飲酒・喫煙するのを容認
したり、黙認したりして、その場で一緒に過ごしている」ものとして、事情をよく確認した上で、「飲酒・喫煙
をした生徒と同様の特別指導」を行う場合があります。

4 まんび せつとう はんざいこうい けいばつ たいしよう 「万引き」は「窃盗」という犯罪行為であり、刑罰の対象になります。

がっこう しどう おこ
学校からも指導を行ないます。

5 本校では「生徒どうしのお金の貸し借り」を禁止しています。

人間関係のトラブルの元になります。

6 交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、以下の交通ルール・マナーを守ることを。

(1) 「自転車安全利用五則」を守る(右記)。

違反時には法令で罰せられる場合があります。

- 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(2) 自転車の傘差し運転や、スマートフォン・イヤホンを使用しながらの「ながら運転」をしない。

違反時には法令で罰せられる場合があります。

(3) 原付バイクの運転時には、可能な限りフルフェイス型のヘルメットを正しく着用する。

(4) 交差点では、信号の有無に関わらず、横断前は確実な一時停止及び安全確認を行う。

7 未成年(18歳未満)の深夜徘徊(保護者の同伴なしに外出すること)は、法令で禁止されています。

深夜徘徊をした未成年は、警察による補導の対象となります。

また、保護者の同意なく未成年を深夜徘徊に連れ出した成年(18歳以上の「大人」)は、新潟県からの処罰の対象となります。

8 「同意のない性的行為」は、「不同意わいせつ罪」「不同意性交罪等」という犯罪です。

2023年、性犯罪に関する改正刑法が成立・施行されました。具体的には「明確な同意のない性的行為は犯罪」であり、重い処罰を受けることになりました。

「相手が嫌と言ってなかったから…」「恋人どうしだから…」「2人でデートしたから…」「家に来たから…」等を理由に、「明確な同意が無くても性的行為(キスをする、身体を触る、性交する等)をしても良い」などと思いつくのは自分勝手な決め付けであり、相手の心・身体と人権を傷付ける犯罪に繋がります。

9 大人が未成年に「みだらな性行為」「わいせつな行為」を行うと、同意の有無とは関係なく処罰される可能性があります。

未成年であることを知らなかったことを理由に、刑を免れることはできません。

担当：生徒指導部 星野 信明
Tel: 0250-58-6003(代表)